当局では、管内の危険物施設の重大事故や消防隊員の 受傷事故を防止するため、令和4年4月1日から 「消防技術説明者制度」の運用を開始しました。



危険物は、燃えやすく、消火しにくい特性があって、災害が発生すると大きな被害を引き起こす危険性があるんだ。



危険物施設の災害現場では、 取り扱う危険物が違っている から、危険情報の把握がとて も重要なんだ。

この制度

3

過去には危険情報が正確に 把握されず、大きな事故へと 拡大した災害も少なくないん だ。



の出発点



危険情報を早く確実に把握することができれば、関係者や消防隊員の事故防止に役立つんだ。



まとめて 解決!

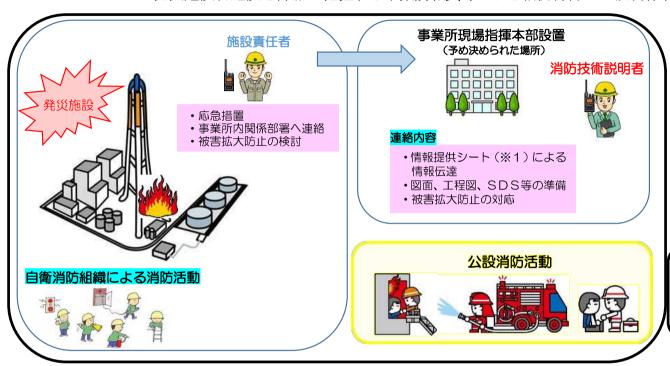
これが消防技術説明者制度です。

【危険物施設を詳細に把握する事業所職員による説明体制の確立と情報共有】 ~詳しくは「消防技術説明者制度の概要」をご覧ください~

この制度により、危険物施設の事故防止と災害時の被害軽減を図り、 公共の安全の確保に努めて参ります。

消防技術説明者制度の概要

~発災危険物施設を詳細に把握する事業所職員等による消防部隊への説明体制及び情報共有体制の確立~



※対象事業所: 予防規程の認可を必要とする製造所又は 一般取扱所を有していて、かつ一定数以上の危険物施 設を有している事業所

通報

通報内容

- 1 爆発・火災・漏洩・異常現象の別
- 2 要救助者の有無
- 3 危険物等の物質名
- 4 応急措置の状況
- 5 事業所指揮本部場所
- 6 その他





※1 災害発生時の最先着消防隊への情報提供シート



- 要救助者の要否
- 発災施設
- ・燃焼物質・流出物質による人体危険
- •被害拡大危険
- 爆発危険
- 注水危険

上記情報のほか、図面・工程図・SDSを参考に災害状況を把握し、活動方針を決定する



活動方針決定



活動指示により車列を決定

